



# 加藤光宏弁護士を講師に

## オンラインセミナーを開催

テーマ

### 「新型コロナウイルス対策便乗で、

### ますます危険なマイナンバー」

第1回

8月3日

報告：林 秀治



講義される加藤弁護士

講師の加藤光宏さんはマイナンバー違憲訴訟・名古屋の弁護士事務局長の弁護士で、技術屋で弁理士でもあります。

セミナーは二回。その初回のセミナーで加藤さんは、

害時の迅速な対応とする。それらから外れた行政の勝手な拡大利用に警鐘を鳴らす。

マイナンバー（共通番号制）には、番号による国民管理と、カードを使わせることで国民を監視する機能があります。番号付けは行政が勝手にできるけど、国民にカード持たせるには本人の申請を待つかない。法的に義務付出来ない。そこで番号そのものじゃなくて、マイナンバーカードの普及拡大を狙って9月からマイナンバーポイントを6カ月間やる。来年3月からはマイナンバーカードを健康保険証として使えるようにする。しかしETCの様に手払いでは面倒だ。やっぱりカードにしようかとなってしま

う。

番号法には対行政の場面で番号を書けとは書いてないし、2〜3月の税確定申告でも書かなくても受け付けてくれる。

しかし銀行法や所得税法には番号を書けと書いてある。今のところ知らないとか、書きたくないと言えば許されるが！

こうした措置は行政は憲法上限界だが、民間となると行政の助言を受けて預貯金口座を新規開設の場合だけでなく、既存の口座にも番号提示を求め、応じなければ口座凍結となるかも。

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）は、感染防止には一定の効果が有るかも知れないが、個人の行動特定と監視になるのでは、と危惧する。

質疑応答も活発に行われ、COCOAの使われ方は政府次第、利用の限界を法律で定めるべきである。と加藤弁護士は語る。

十万円給付問題で、国は口座を登録せよと言うが、許せば全ての口座が義務化されるおそれがある。受給用なら空口座一つでいいのでは。

新型コロナウイルス対策で国はあらゆる情報を収集しようとしているが、行き過ぎないように情報は感染症防止以外には使わない、他の情報と結びつけないと言う枠組みがしっかりと作られねばならないと説明する。

（筆者の受け止めと感想で、忠実な講義報告ではありません）

誤解しやすい点あれこれ！

**マイナンバー（個人番号）**

- 行政機関における情報管理・情報連携に使用される12桁の番号

**マイナポイント**

- 買い物をするときにもらえるポイントをマイナンバーカードで実現したものを貯められる
- 25%上限5000円分

**マイナンバーカード**

- マイナンバーが裏面に記載されたカード
- 健康保険証などとしても使えるよう利用拡大が検討されている（マイナンバーは使わない）

**マイナポータル**

- インターネットで自分の情報・情報連携の履歴などを確認できるシステム
- 給付金の申請などにも利用された
- 利用にはマイナンバーカードが必要

マイナンバー、カード、ポイントは別物

第2回

9月1日

## 今さら聞けない

## マイナンバー

導入の経緯と

最新の裁判状況まで

報告：勝寄 昭

1 マイナンバー制度導入の経緯

2012年、民主党政権が、社会保障・税に関わる番号制度に関する検討委員会を設置。2012年2月にマイナンバー関連法案を提出したのが始まりです。

その後衆議院解散で廃案となりました。そして2013年に自民党政権が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を成立させ交付しました。2015年9月に「マイナンバー法」の改正が行われ、マイナンバー付番および通知がおこなわれ、2016年1月にマイナンバー利用開始となりました。

2 マイナンバーとは「共通」番号である

「共通」番号とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号です。

その個人番号の特徴は、①悉皆性（全員に付番）②唯一無二性（同一番号なし）

③視認性④原則として生涯不変というものです。この制度の普遍的実現を通じて、

a 効率的な情報管理、利用授受 b 公正な給付と負担の確保 c 正確な所得把握と手続きの簡素化を目指すものとされました。

3 マイナンバー導入の表向きの趣旨

①社会保障・税・防災の分野での全員参加、②正確な所得把握・大災害時の被災者支援・行政事務の効率化・プッシュ型行政サービスの実現等々であり、これらを通じて将来的には制度改革の選択肢を広げる、とされています。

4 情報の「分散管理」

特定個人の「マイナンバー」

は情報連携に使用され、情報提供システムで受付番号に変換されます。このデータは各行政機関で分散管理され、個人情報それ自体は情報ネットワークシステムを流れません。これが分散管理というものです。ところがこの交付番号に基づいて送られた地方税などの情報は東西2か所の間サーバープラットフォームに集約・整備されます。これが本当に分散管理といえるのか？

5 マイナンバー制度における法規制

社会保障制度、税制及び災害対策での適用と、「マイナンバーを含む個人情報提供の制限」をうたいながら、①「マイナンバー法」19条14号では「国政調査権に基づく審査若しくは調査、訴訟手続きその他の裁判所における手続き、裁判の執行、刑事事件の捜査、税制に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査又は会計検査院の検査が行われると

き、その他政令で定める公益上の必要があるとき」使つてよいと定めています。これは大問題です。適用範囲を拡大しようとしています。②個人情報保護委員会による監督を規定しているが、メンバーは8人と少なく全く心もとないものです。韓国や米国ではなりすまし被害が深刻化。英・独では廃止したりして共通番号制はありません。

6 日本政府は、マイナンバーカードの普及と利用を通じて国民の様々な情報を収集しようとしています。それを名寄せし、プロフィール作成することによって個人像が作られ、新しいプライバシーの侵害は自分自身でなくなる侵害が作り出されます。情報の漏洩の問題だけでなく、収集・管理・利用も闇の中です。このような制度自体に取り込まれない自由も認められるべきです。皆さん、この制度を力を合わせて阻止しましょう。

わたしたちは原告の皆さんと裁判を起こしましたが、一番では昨年12月26日に敗訴となりました。負けはおれません。この判決の非を訴え第二審で闘っています。皆さんよろしくお願ひします。

## 国連自由権規約委員会への

## NGO共同レポート作成に参加

報告：近藤ゆり子

日本の人権状況は、「世界標準」からみて、決して自慢できる水準ではないことは、よく言われるところである。安倍政権下の日本政府は、国連人権理事会の特別報告者からも様々な懸念を表明され、指摘を受けているが、「ご指摘は当たらない」とばかり、黙殺を決め込んでいる。憲法を「なきもの」にしようとする努力が政権が続く。人権状況を改善すべく努力するのは到底思えない。この状況を変えるための市民の強い

運動が必要とされている。日本は、1979年に自由権規約を留保なしに批准し、発効させている（ただし第1選択議定書（個人通報制度）、第2選択議定書（死刑制度撤廃）は未批准である）。

自由権規約は、「国連における国際人権（自由権）規約委員会（自由権規約委員会）」による各国の規約の履行状況の監督の制度を定め、締約国に定期報告を求め、その定期報告を審査し、ときに「勧告」を出す。

資料は当会ブログ  
<https://nohimityu.exblog.jp/31624440/>





国連自由権規約委員会

自由権規約委員会（以下「委員会」）は各国政府の推薦を受けて選任された世界的に著名な法律家等18名の委員によって構成されており、国際的に最も権威のある人権機関と考えられている。

共謀罪法が成立した直後、弁護士らがNGO15団体の賛同を得て委員会に通報を行い、2017年11月に委員会から日本政府に出された事前質問書（自由権規約の順守に関する懸念を挙げたもの）に共謀罪を含めることができた。今年10月には、事前質問書への日本政府の回答（報告）を受け

て、「日本審査」が行われる予定だった（つい最近、コロナの関係で延期が決定）。審査では、事前質問書への日本政府の回答を基に委員が質問し、懸念が払拭されなければ日本政府に「勧告」が出される。勧告は事前質問書に範囲に限られるが、どういふ実態があり、どういふ勧告を求めるかについて、委員会に対して、NGOがレポートを出し、委員に働きかけを行うことが公式に認められている。

を盛り込み、かなり質の高いレポートが作成できたと考えている（個人としては、レポート中に大垣警察市民監視事件のこと、及び公安警察が法令上の根拠なしに活動している実態に言及することができたのが良かった）。日本審査は延期されたが、共同レポートは近々提出する運びとなっている。提出した後、こうしたロビイングの経験・実績のあるメンバーは、委員会委員への働きかけを始める。同時に、日本国内のメディア、市民運動関係者にもこのレポートをシェアし拡げていく活動を開始していく。当会としては、この「拡げる」活動を積極的に担っていきたいと考えている。

自由と開かれた情報のための「NGO連合」と名付けた）を作成・提出しようという呼びかけが「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」にもあり、私がレポート作成の話し合い（オンライン会議）に参加した。秘密法、共謀罪、表現の自由についての多岐にわたる「問題」

## 新型コロナと人権

～上からの「自粛要請」・下からの「自粛警察」～（仮）

講師 **飯島滋明** 名古屋学院大学教授（憲法）



【講師プロフィール】 1969年東京生まれ。2007年3月早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学。専門は憲法、行政法、平和学、医事法。戦争をさせない1000人委員会事務局次長。安保法制違憲訴訟常任幹事。著書等に、前田哲男・飯島滋明『国会審議から防衛論を読み解く』（三省堂、2003年）、『自衛隊の存在をどう受け止めるか』（現代人文社、2018年）、『沖縄・辺野古から見る日本のすがた』（八月書館、2019年）『自衛隊の変貌と平和憲法』（現代人文社、2019年）など。

とき：11月5日（木）18:30~20:30（開場18:10）

ところ：ウィルあいち 第5会議室 参加費：500円  
地下鉄名城線「市役所」駅2番出口東へ約600m

学習講演会のお知らせ

★オンライン(ZOOM)でも参加できます

お問合わせ先  
Email: no\_himitsu@yahoo.co.jp  
Tel: 052-953-8052 (担当: 伊田)